

五監公告第5号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年2月10日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

教育委員会 図書館

3. 監査の期間

平成27年12月25日～平成28年1月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
文書管理台帳について、記載された簿冊の登録年度について誤りが多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	文書管理台帳の簿冊における登録年度の登録日に関しましては、誤った認識で記載をしたものであります。 今後は、五泉市文書規程を順守し、適正な事務処理に努めてまいります。